

デジタルデバイド是正の情報通信政策に関する考察

金 相 美

1. 問題提起：デジタルデバイド研究への関心の低さ

デジタルデバイドを扱った研究はマス・コミュニケーション効果研究においても古くから存在¹⁾する(岩佐, 1992)。しかしながら、デジタルデバイドがコミュニケーション研究分野において本格的に注目されるのは1970年にティチェナー (P. J. Tichenor)、ドノヒュー (G. A. Doftohue)、オーリエン (C. N. Oliyen) による「知識ギャップ仮説」からであり、アメリカではこの領域の研究は大きな進展を見せている²⁾。一方で日本におけるデジタルデバイド研究はほとんどないといってもいいほどかなり乏しい状況である。例えば、メディアの効果研究である議題設定仮説や沈黙の螺旋などと比較して日本のマス・コミュニケーション研究者のこの仮説あるいはデジタルデバイドの問題に関する関心は低かったといえよう。その理由について岩佐 (1992) は三つの理由を取り上げ指摘している。

まず、第一の理由として知識ギャップ、デジタルデバイド・不平等に対する関心は社会的に異質性が高いアメリカ社会において生まれ、またそうした社会におけるマス・コミュニケーション受容を説明するのに適合的であったと指摘する。人種の対立、マイノリティグループの存在が緊急の問題として顕在化しているという状況にない日本では必然的にこの領域への関心は薄かったと述べている(岩佐, 1992)。第二に、この仮説は社会的格差が大きい第三世界のコミュニケーションを考察するうえではいっそう大きな理論的武器たりうる。したがって、第三世界のコミュニケーションの研究者には受け入れられた。しかし、社会の同質性が極めて高い日本では知識の偏在が社会の準行性を生むという状況は少ないがゆえに、注目度が低いと指摘している(岩佐, 1992)。三つ目の理由は、日本における国民のメディア接触は世界でも有数の高さを誇り、こうしたメディア接触の高さは国民の知識の平準化を促していると考えられ、マス・コミュニケーションからの情報接触の違いがデジタルデバイドを生むという認識は生じにくかったと言う(岩佐, 1992)。1992年の岩佐の指摘は適切であり、議論の余地がないように思える。しかしながら、2002年度の総務省の情報通信白書に初めて登場した日本国のデジタルデバイドは指摘のように「無視してもよいような健全な状況」では全くなかった。詳細は後述するが、世代別、地域別、障がい者など社会的マイノリティにおけるデジタルデバイドが著しく存在しており、その格差は25年経過した今日においても依然として問題となっている。

さらに、デジタルデバイドはこのようなインターネット利用者の物理的、環境的アクセシビリティにおける格差問題に留まらない。このような物理的格差はデジタル機器・ネットコネクション機器の低廉化により社会経済的要因による普及の速度や範囲はある程度までは解決可能な事柄である。しかし、今日におけるデジタルデバイドは、このような物理的問題に留まらない。第二次デジタルデバイドと呼ばれている「インターネットの活用能力とレベルにおける(よる)格差」は、個々人が望む情報及び知識への質、必要とする時に到達できるアクセス・スピード、必要としている情報探索の正確さなどにおいて差が生じる。そしてこの問題は年代、教育、社会経済的要因など主要デモグラフィック要因とも深く関係する。

さらに、ソーシャルメディア時代ともいえる今日においては、インターネットを媒介とした社会参加における格差について考慮する必要があると考える。社会参加とは、ネットを通じた情報生産及び社会的相互作用への関与度によって測定できるが、全般的に低い水準に留まっている。第二次の「活用能力と水準の格差」と「社会参加の格差」はお互いに深く関係していることが予想される。更に、第二、第三次デジタルデバイドは、利用者の活用動機及び知識・情報探求心、向上心及びネット社会に対する信頼などといった個人の心理的、動機的側面とかわわっているため、それらの測定は容易でない。それだけでなく均一なトレーニングといった方法による養成は非常に困難な性質を持ち、一定の時間を要する。今後この二、三次レベルのデジタルデバイドの是正をも視野に入れたデジタルデバイド緩和政策が必要であると考え。本研究は日本のデジタルデバイド是正のための情報通信政策の問題を指摘し、その改善策を検討することを目的とする。

2. 日本のデジタルデバイドの現状

まず、日本のデジタルデバイドは現在どのような様相を示しているのだろうか。

日本におけるデジタルデバイドは、「インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差」のことで定義される場合が多い。具体的には、インターネットやブロードバンド等の利用可能性に関する国内地域格差を示す「地域間デジタルデバイド」、身体的・社会的条件(性別、年齢、学歴の有無等)の相違に伴うICTの利用格差を示す「個人間・集団間デジタルデバイド」、インターネットやブロードバンド等の利用可能性に関する国際間格差を示す「国際間デジタルデバイド」等の観点で論じられることが多い。現在日本におけるデジタルデバイド——つまり、物理的な情報機器所有・利用格差——は年齢と都市度を中心に著しく示されている。例えば、2015年末における年齢階層別インターネット利用率は、10代から50代において9割を超えているのに対し、60代において81.6%、70年代において53.5%、80年代になると20.2%にとどまっている。所属世帯年収別の利用率は、400万円以上の各階層で8割を超えており、年収による機器保有率の差はあまり見られない。

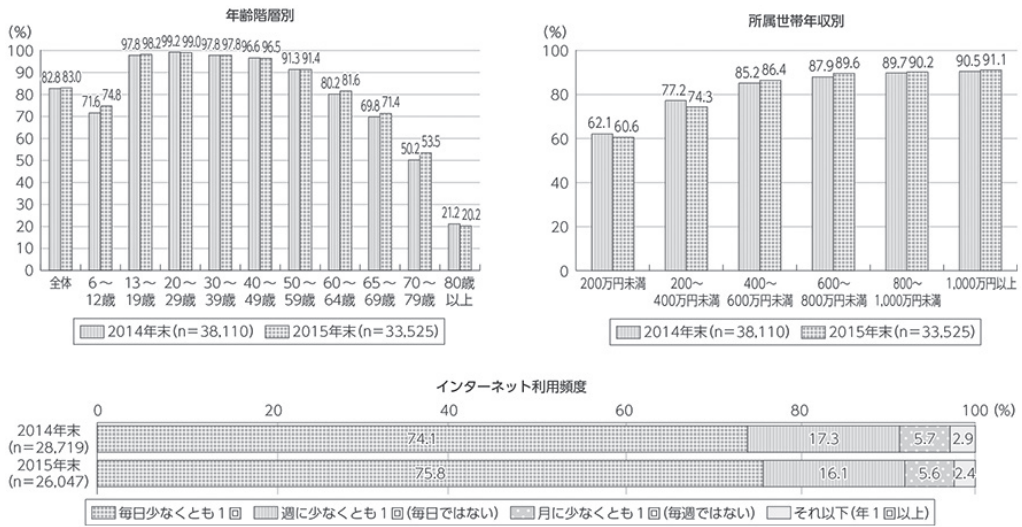


図1 属性別インターネット利用率および利用頻度（総務省，2016より引用）

利用頻度でみると、7割以上が「毎日少なくとも1回」利用している。ちなみに、2015年末の情報通信機器の普及状況を見ると、「携帯電話・PHS」及び「パソコン」の世帯普及率は、それぞれ95.8%、76.8%となっている。また、「携帯電話・PHS」の内数である「スマートフォン」は、72.0%（前年比7.8ポイント増）と普及が進み、「パソコン」との差が前年の13.7ポイントから4.8ポイントに縮小している。

国民生活のインフラとなりつつあった2010年（平成22年）末でインターネット利用率は78.2%（6歳以上人口に占める割合）となり、2016年の9割より低い水準であった。年代別にみると、当時は60歳以上での利用が13~59歳の層と比較して低い傾向がみられた。また、都市区分別のインターネット利用率は、都市規模が小さくなるにつれて低くなっていた。

世帯年収別にみると、年収が低いほどインターネットの利用率が低い傾向が著しい。興味深いことに、年収200万円未満の世帯のインターネット利用率は2010年度において63.1%だったのに対し、2014年度は62.1%、2015年度は60.6%と微減していることである（図1参照）。400万円以上の所得層においては年々増加傾向が示されるのに対し、比較的低所得層ともいえる200~400万円の層においても同様の微減傾向が示されている。

3. 日本のデジタルデバイド是正のための政策

日本のデジタルデバイド関連政策は当初アクセスビリティ向上を中心に行われてきた。特に、高齢者、障がい者、世代、地域による格差に焦点が絞られ、具体策が施されてきた。その内容はデジタルデバイド緩和を国策として取り上げている「情報通信白書」から検討する。

日本の「情報通信白書」においてデジタルデバイドが登場するのは2000年版である。居住する都市の規模の大きさ、世帯主の年齢の若さ、世帯年収の高さによって、インターネットの普及率が高まる現状に言及し、デジタルデバイドの是正の必要性を指摘している。

(1) 「デジタルデバイド解消戦略」その1：情報バリアフリー環境の整備（障がい者支援）

「デジタルデバイド解消戦略」1段階と言える内容は障がい者や年齢によるデジタルデバイドの解消を目的に、通信・放送分野における情報バリアフリーの推進に向けた助成を実施したことである。バリアとは、身体障害のある方や高齢の方が社会活動を行う場合に障害となるものを指しており、身体障害者でも支障なく情報通信を利用ができるようにすることを意味する。

2001年度の情報通信白書において、初めて障害者におけるデジタルデバイドの現状について取り上げ、「障害者固有の事情による格差拡大の防止を目指して」とし、インターネットや携帯電話をはじめとするITが障害者のコミュニケーションや情報アクセスを支援し、日常生活をより快適にする役割を果たせるようにすべきとしている。例えば、視覚障害者が点字や朗読に依存してきた読書について、点字ディスプレイや音声読み上げソフトを利用すること、特に、これまで点字化や朗読になじまなかった辞書や百科事典、あるいは新聞、週刊誌など時事的な情報へのアクセスが容易になるなど、ITが果たす役割を最大限に活用することが示されている。

このような取組は法整備の下で具体的に実現する。具体的には「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」（平成5年法律第54号）に基づき、身体障害者向けの通信・放送役務サービス（聴覚障害者向けの電話リレーサービス等）の提供や開発を行う企業等に対して必要な資金を助成する「チャレンジド向け通信・放送役務提供・開発推進助成金交付業務」を行っている³⁾。

本事業は、高齢者・障害者のための通信・放送役務の高度化に関するもの、又はこれまでに実施されていない高齢者・障害者のための通信・放送役務に関するものの研究及び開発を行う民間企業等に対して、その研究開発資金の一部を補助することにより、高齢者・障害者向け通信・放送サービスの充実を図ることを目的として、平成9年度から実施している。平成27年度は、5社に対して3,547万円の助成が実施された。また、障害者や高齢者向けの通信・放送役務サービスに関する技術の研究開発を行う企業等に対して必要な資金を助成する「デジタルデバイド解消に向けた技術等研究開発」を行っており、平成27年度は、4社に対して4,467万円の助成が実施された。本事業は、高齢者・障害者のための通信・放送役務の高度化に関するもの、又はこれまでに実施されていない高齢者・障害者のための通信・放送役務に関するものの研究及び開発を行う民間企業等に対して、その研究開発資金の一部を補助することにより、高齢者・障害者向け通信・放送サービスの充実を図ることを目的として、平成9年度から実

施している。この助成金の実施は、2011年まで情報通信研究機構によって行われてきた。2012年度事業からは、「デジタルデバイド解消に向けた技術等研究開発」として総務省で実施している。

(2) 「デジタルデバイド解消戦略」その2：ブロードバンド・ゼロ地域の解消へ

デジタルデバイド解消戦略、その2段階として超高速ネットワークの拡充に取り組んできた。総務省は過疎型による町・村・離島への問題対策として、同省を主導とした u-Japan⁴⁾ 政策において「次世代ブロードバンド戦略2010」を発表した。具体的には、2010年度末を達成年限としたブロードバンド・ゼロ地域の解消や、携帯電話不感地帯の解消の実現及びデジタルデバイドを解消するための具体的施策について検討を行うため、2007年10月から「デジタルデバイド解消戦略会議」を開催し、2008年6月に最終報告書を取りまとめ、公表した。その内容は、2008年度までに「ブロードバンド・ゼロ市町村」（全域において ADSL・FTTH・CATV いずれのブロードバンド回線も利用できない市町村）を解消すること、2010年度までに「ブロードバンド・ゼロ地域」（いずれの種類もブロードバンド回線も利用できない地域）を解消し、超高速ブロードバンド（FTTH など）の世帯単位でのカバー率を90%以上とすることを目標として掲げた。

また、この報告書を踏まえ、デジタルデバイド解消に関するマスタープランとして、「デジタルデバイド解消戦略」を取りまとめた。この「デジタルデバイド解消戦略」に基づく取組により、ブロードバンド・ゼロ地域については、2010年度末でほぼ解消した。特に、2011年3月11日に発生した東日本大震災において、東北地方から関東地方の太平洋沿岸を中心に、通信インフラについても甚大な被害が発生した。今後、インフラ環境の「利用機会・利用可能性」の差による新たなデジタルデバイドを発生させないためにも、これら地域におけるブロードバンドインフラの早急な復旧・整備の必要性が強調された。

これらの政策は、総務省による u-Japan 政策のもとで行われてきた。u-Japan 政策は日本の国家による ICT 戦略のことで、総務省が推進している。u-Japan では、「いつでも、どこでも、何でも、誰とでも」というテーマのもと、日本で ICT を駆使したユビキタス社会の実現を目指し2010年までの計画を定めていた。前身であった e-Japan 戦略により2005年までにブロードバンドを多くの世帯に導入させることの達成を受けて、2004年に u-Japan 政策が策定された。少子高齢化時代の課題解決に ICT を積極的に活用することを目標としており、デジタルデバイド是正が ICT 活用の国家戦略である u-Japan 戦略のもとで行われたわけである。

(3) 「デジタルデバイド解消戦略」その3：高齢層、低所得層世帯を含む対策

2010年度の情報通信白書において高齢者、低所得世帯におけるデジタルデバイドが示され、それに対する対策が施されるようになった。下記図2において、性別、年齢、年収、地方、

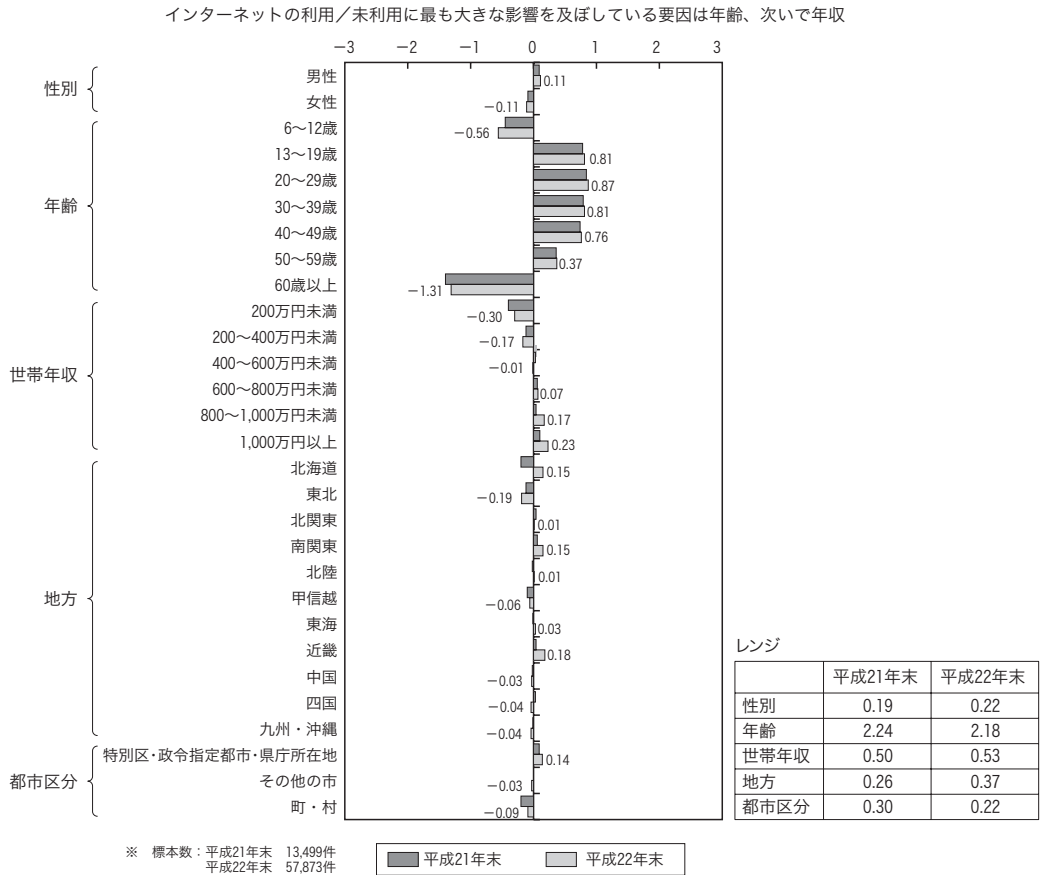


図2 インターネットの利用格差の比較（総務省、「平成22年通信利用動向調査」）
<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h23/pdf/n2020000.pdf>

※右にグラフが伸びている（プラス数値が大きい）属性ほど、インターネット利用にプラスに影響し、他方、左に伸びている（マイナス数値が大きい）属性ほど、インターネット利用にマイナスに影響する。

※絶対値は、当該属性の影響度の大きさを示すもので、絶対値が大きいほど、影響度が高い。

都市区分の各要因が、インターネット利用/未利用に与える影響の大きさを比較するために分析を行った。平成22年末においては、インターネットの利用/未利用に最も大きな影響を及ぼしている要因は、年齢である。特に「60歳以上」の属性であり、高齢になるほど、インターネットを利用していない傾向にある。また、次に大きな影響を及ぼしているのは年収である。特に、「世帯年収が200万円未満」（影響度-0.30）となっており、所得が低いほどインターネットを利用していない傾向にある。

特に高齢者対象のデジタルデバインド解消に向けた取組として、ICTの利活用支援を通じたデジタルデバインドの解消については、いわゆる「IT講習会」や「パソコン教室」などを始め、様々な取組が行われてきている。情報通信白書では「高齢層」および「ひとり親世帯（ひとり

親層）」について、取組事例が紹介されている（総務省，2011）。

（ア）メロウ倶楽部：ネット上の会議システムによるコミュニティづくりでシニアのこころと暮らしを支えることを目指す取組である。メロウ倶楽部はパソコン通信時代に発足したシニアネットコミュニティがインターネット対応に衣替えして設立・発展したオンラインコミュニティである。シニアの全国ネットとして、オンラインとオフラインの両方の活動を行っているが、「クルマいすの上でもフルに会員ライフが楽しめる」をモットーとしてオンラインでの活動を主としており、幹事会活動や事務処理もすべてオンライン上で行っている。「会議室（部屋）」と呼ばれる掲示板システムがコミュニティの基本的な交流基盤となっている⁵⁾。

（イ）NTT Com チェオ株式会社：在宅型コールセンター事業により、ひとり親の就業支援で、ネット接続等の各種設定に関する問い合わせに対し、電話及び訪問によるサポートサービスを提供している。電話によるサポートは在宅就業形式をとっており、スタッフは、30～40代の女性を中心に約1,000名が全国で業務を実施している。このような規模で全国に展開している在宅型コールセンター事業としては、日本で唯一の取組事例である。特に、東日本大震災では、震災や停電により一時的に就業が困難になった地域の業務を、他地域のスタッフが補完するという全国展開型在宅コールセンターの強みを発揮した。在宅コールセンター事業は、ひとり親のみならず、地域の雇用対策、シニア世代の就業機会創出という点からも注目されており、同社は在宅コールセンター事業の拡大のために、今後他組織との連携などにも取り組む意向をもっている⁶⁾。

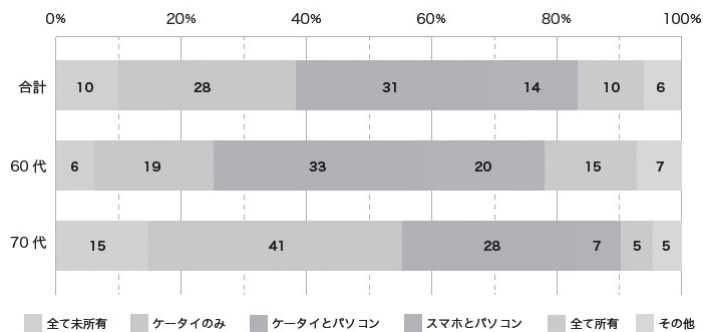


図3 高齢者の ICT 所有（ケータイ、パソコン、スマホ）
（モバイル社会研究所，2016より抜粋）

（ウ）「シニアネット（senior net）」⁷⁾の活動：「高齢者による高齢者のためのパソコンサポート」のことで、もともとはアメリカで始まり、ボランティアで高齢者のパソコン情報学習を支援している活動のことである。日本国内ではこの SeniorNet の支部ではないが、その影響を受けたと思われる「シニアネット」の名称を冠した団体が存在する。高齢者のためのパソコン教室を開設するなどの特徴は共通している。またシニアネット同士の国内交流あるいは国際交流も行

われている。

高齢者の ICT 利活用支援に関しては従来から多くの取組がされているが、シニアネットも含め、中心メンバーの一層の高齢化などの理由によって活動が停滞している現状である。低所得者は、「孤立化」する人々の増大に対して、支え合いのネットワークから誰一人として排除されることのない社会、すなわち、「一人ひとりを包摂する社会」の実現を目指すことが掲げられており、こうした社会の実現のため、ICT によるネットワーク形成が一定の役割を果たすことが期待される。

高齢者の ICT 端末所有率を分析した最新報告によれば、「ケータイのみ」と「ケータイとパソコンの両方」を所有しているが、合わせて約6割で「スマートフォンとパソコン」を所有しているが14%であった。さらに、「3つの端末どれも所有していない」が10%いるのに対し、「3つとも所有している」も10%存在し、シニアの ICT 所有状況は、個人によって大きく異なることが判明した（モバイル社会研究所, 2016）。

(4) 日本のデジタルデバイド是正政策は地域・自治体主導が特徴

(ア) 日本のデジタルデバイド緩和政策の一つの特徴は、自治体独自の努力と実践が行われている点である。自治体や NPO の関心が高い地域では、さまざまな地域独自の試みが行われている。多摩ニュータウンの八王子市柚木地区の NPO である「FUSION 長池」。

(イ) 八丈島の「八丈島にブロードバンドを推進する会」などによる署名活動やブロードバンド事業者や行政に対する陳情活動。

(ウ) 北海道山越郡八雲町の八雲 PC 同好会：署名や陳情だけではなく、独自に専用線を確保し、無線 LAN で分配することで定額接続を実現、八雲町の場合、北海道新聞で報道され、これをきっかけにブロードバンド事業者が八雲町への進出を決めた。

(エ) 三重県・岐阜県：CATV を主として県がブロードバンド整備。三重県においては、県道や国道から余程離れた一戸建て以外では、殆ど全県で CATV によるブロードバンドが利用可能。

(オ) 島根県や秋田県、岡山県：ADSL を中心に進出したブロードバンド事業者に経済的援助を与えた。地方自治体が整備したインフラを民間にも開放するなどの整備促進策。

総務省でも、この問題を解決するために、地方自治体が初めから民間への開放を目的としてインフラ整備を行うことの是非が論じられ、5GHz 帯を無線によるインフラ構築用に開放する動きがあるが、現在の行政側の対策は、過疎型対策がメインである。

また、技術的には研究開発段階ではあるが、人工衛星による超高速インターネット衛星「WINDS」などが計画されており、全国同じ条件でサービスを受けられることが特徴となっている。「成層圏プラットフォーム」(成層圏滞空飛行船) もこれに近い形態といえる。

横浜市のNPOである「インフォメーションギャップバスター」による情報弱者が情報リテラシーを身につけることでデジタルデバイドを解消することを試みる動きもある。

しかし肝心のインターネット端末普及は、パソコン教室に通って使い方に習熟しなければ困難である。パーソナルコンピュータ若しくは携帯電話は、普及したとはいえ、まだ家電製品並みの使い易さになっているわけではない。

4. 今後の課題

(1) デジタルデバイドの重層性

既存のデジタルデバイドに関する議論は主に情報機器に対するアクセスや利用率の差という観点から進められてきた。それゆえ、デジタルデバイドの解消法もまた、機器の普及（補給）と拡散、そして利用能力を増進させるための教育とトレーニングという次元からアプローチしてきたといえる。更に、デジタルデバイドに関するこれまでの研究はほとんど、性、年齢、人種、地域、学歴、職業、階層といった測定可能なファクターや情報アクセシビリティという操作可能なファクターとの関連性を証明する現象に対する分析によって一貫して行われてきた。しかし、このような表面的な量的処理方式ではデジタルデバイドの重層的で複雑な構造を効果的に分析できないと考える。

最近のデジタルデバイドを取り巻く議論から示されている通り、格差に関する概念自体はその外フレームを拡張しつつある傾向であり、すなわち、デジタル機器およびサービスに対するアクセスおよびその活用能力の差だけでなく、デジタルメディアが提供する潜在力を利用者各自の社会経済的生活の質を改善させるためのチャンスとして活用できるか否かという「生産的活用レベルの差異」へと拡張されつつある（Choi & Kim, 2004）。例えば、スマートフォン登場以後の情報社会は新しい「二重的分割（double divide）」に直面しているといえる。初期段階のデバイドはスマートフォン利用者と非利用者の間で発生する「集団間分割（inter-group）」の問題であったのに対し、次の次元はスマートフォン利用者の間において発生する「集団内分割（intra-group）」の問題である。このような観点から情報アクセシビリティとさらに、情報や知識の質の問題へとデジタルデバイド問題は持続的に検討すべきである。このような観点からデジタルデバイドは三つの次元によって定義することができる（表1参照）。

- (1) 機会格差：新しい情報技術にアクセスできる経済的条件におけるギャップによって生じる情報アクセス格差のこと。
- (2) 活用格差：情報技術を用いて望む情報を獲得・加工・処理し、付加価値を創り出せる技術社会的条件における格差のこと。
- (3) 受容格差：情報（技術）を活用し、意識的に文化的豊かさを享受できる日常を作り出せる知的かつ情緒的生活の差のこと。最近情報の普遍的所有・活用可能性でなく、これら

表1 デジタルデバイドの3つの次元

	機会格差	活用格差	受容格差
知識の形態	情報アクセス	情報活用	情報享受
知識習得	単純知識	実用的知識	文化的知識
弱者の特徴	コンピュータ文盲	インターネット文盲	文化文盲
学習方式	トレーニング学習 (Training)	体験学習 (Practice)	熟考による学習 (Reflection)
情報利用者の特徴	熟練操作者	熟練利用者	成熟したネティズン
種の改善領域	ハードウェア	ソフトウェア	ヒューマンウェア※

※ハードウェア、ソフトウェアに関連してつくられた言葉。人のサービスやコンサルティングなど、人間力によって質を高めることが販売力など効用を高めることができるという意味で使われる。

を通じて如何なる社会文化的価値を創造できるのかといった主体的文化享受の問題がデジタルデバイドの議論の中で重要なファクターとして取り上げられている。

ここで一つ留意すべき点は上記のデジタルデバイドの多次元的類型は線形的移行プロセス、つまり、一方的に一つの方向性をもって進むような進化モデルとして理解するより、それぞれ独立した次元として、また重層的なレベルでのファクターとして見なす必要があるということである。

(2) 第4次産業革命時代のデジタルデバイド

第4次産業革命の出現とスマート情報社会の到来により、デジタル革命に続き、知能技術に基づいた第4次革命時代に直面している。例えば、人工知能 (AI)、物体インターネット (IoT)、ビッグデータなどの知能技術が汎用技術として発展し、情報社会以降のパラダイムを主導することと思われる。機械を通じた生産能力が重要視されていた「産業社会」及びコンピュータを活用した情報活用能力が重視された「情報社会」から「スマート情報社会」への転換は前述した二つの社会が結合される人間とモノの相互的な思考能力が重要となる社会である。

知能デジタルデバイドは知能技術の恩恵から社会的差別と排除を越えて富の偏りを喰って経済的不平等と不利益を悪化させる要因として作用される可能性が高い。つまり、知能技術拡散と知能デジタルデバイドの発生により、技術所有及び活用可能性による財源の偏り及び新技術反対運動が拡散する可能性が高い。例えば、18世紀産業革命時代にイギリスで発生した労働者による機械破壊運動のラッドライト (Luddite) は、機械に職を奪われることを懸念した労働者が工場の機械を次々と破壊していたことがあった。急激な産業パラダイム変化はこのようなラッドライト運動を引き起こす可能性があるため、先端技術の受け入れを拒否する反機械運動として、新しい形のラッドライトが広がる可能性がある。

特に、スマート情報社会に対する不安感および恐怖に対する認識が広がり、障がい者や高齢

表2 産業社会からスマート情報社会へのパラダイム変化

産業社会	情報社会	知能情報社会
19～20世紀半ば	1960～2007年前後	2013年以降～
機会とエネルギー中心	コンピュータとインターネット中心	データとアルゴリズム中心
生産能力	情報活用能力再考	思考能力に関する再考

※韓国情報化進行院, 『NIA IT & Future Strategy』, 2016から引用

者、単純労働勤務者、女性などの層において社会適応の失敗による社会転換期における脱落者の発生が予想される。知能技術による学歴別職場の代替比率は、高学歴の職場においては1%に過ぎないが、低学歴の職場においては44%に達している。更に、過去のデジタルデバイドと比べ、知能デジタルデバイドは急速に広がり、より深刻化することが予想される。

これまでのデジタルデバイド是正のための政策は情報へのアクセス・活用プロセスにおける不平等に主に焦点が当てられてきており、その改善のための技術開発に力が入っている状況である。今後のデジタルデバイドはこのような制度的整備及び技術開発と同時に、一般の個人々人に対し、ICTの恩恵について知ってもらおう努力をすべきである。技術が発展し、高機能・多機能となればなるほどそのペースについていけない人あるいは層は多くなっていくはずであり、また、前段階の技術について熟知しなければ次の段階の技術発展による恩恵は受けにくく、それによる格差は広がる一方であるためである。現在のデジタルデバイドは利用者の情報探索欲求や新技術に対する恐怖感・拒否などと言った心理的・文化的バリアとも深く関連しているため、社会構造的な問題及び制度のバリアのみならず、生活を基盤とするユーザに密着したコンテンツの開発と広報、教育などを通じて利用動機を高める努力も同時に必要であると考えられる。

注

- 1) 例えば、Shirley Star and Helen M. Hughes, “Report of an Educational Campaign: The Cincinnati Plan for the United Nations,” *American Journal of Sociology*, 55 (1950), 389–397を参照。
- 2) P. J. Tichnor, G. A. Donehue, and C. N. Olien, “Mass Media Flow and Differential Growth in Knowledge Gap” *Public Opinion*, 34 (1970), 159–170.
- 3) 情報バリアフリー事業助成金について（チャレンジド向け通信・放送役務提供・開発推進助成金）：NICT（国立研究開発法人、情報通信研究機構）<http://www2.nict.go.jp/barrierfree/104/index.html>
- 4) u-Japan 政策では、ブロードバンドからさらに発展して、有線、無線の区別のないシームレスなユビキタスネットワーク環境への移行を目指している。さらに、様々なネットワーク環境間が有機的に連携することで、人々がプライバシーや情報セキュリティ等の不安なく、生活の隅々までつながる ICT 環境の実現を目指す。2009年には u-Japan 政策が以降の ICT 政策ビジョンを「スマート・ユビキタスネットワーク社会実現戦略」として公表。これらの政策ビジョンは以降の ICT 政策にも引き継がれている（総務省, 2009。http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ict/u-japan/index.html）。
- 5) 内容としては、「写真」、「俳句」、「植物園」、「脳音楽」等の趣味の部屋をはじめ、「生・老・病・死・介

護」を語り合う部屋や ICT に関する情報交換の部屋等がある。中には死に臨む直前までネットによる励ましなどの交流を行った例もあるなど、シニアの本音を語り合う場となっている。会員が最も多い70代は文章表現が得意であることが、このような会議室システムが盛んに使われている一因であると考えているとのことである。なお、オフラインの活動、いわゆるオフ会についても、参加申し込み、変更、キャンセルなどの連絡すべてが掲示板システムを利用して行われる。

- 6) ひとり親は、子どもの世話と仕事の両立に悩みを抱えており、在宅で自分の都合に合わせて柔軟な働き方ができる同社の取組は、ひとり親から高い評価を得ているとのことである。支援を受けたひとり親の資格合格率は、一般の受検者よりも高く、現在は約10名のひとり親が精力的に活躍している。当初は母子家庭のみを対象としていたが、平成22年からは父子家庭まで対象を拡大した。在宅スタッフは、スタッフ同士で自らコミュニティを形成し、日頃から熱心に勉強会を開く様子も見られるとのことである（情報通信白書, 2001）。
- 7) シニアネットとは、狭義にはアメリカの非営利団体である SeniorNet と設立趣旨が類似した民間団体のことを指す。1986年にマークル財団の資金提供を得て始められた研究プロジェクトから設立された SeniorNet は、「高齢者にコンピュータテクノロジーを活用するための教育を行い、彼らの知識と知恵を拡大する」ことを使命として、各地に学習センターを設置するとともに、ボランティアの育成を行っている。会員の参加資格は50歳以上とし、会員は年額30ドル程度の会費を負担する。20年前に老テック研究会が始めて、今では日本各地に誕生し、行政から「IT 講習会」を請け負っている団体もある。

参考文献

- 岩佐淳一（1992）『情報格差論の理論的展開：知識ギャップ仮説と情報格差仮説』茨城大学教育実践研究（11）：251-263.
- 総務省（2016）『情報通信白書』（2001年から2016年まで）<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h28/html/nc252110.html>
- モバイル社会研究所（2016）『アクティブシニアの ICT 利活用生活の検討 No. 1』<https://www.nttdocomo.co.jp/corporate/disclosure/moba-ken/project/ict01/>
- Choi, Du-jin & Kim Ji-hee, 2004, 「情報格差パラダイムの転換と生産的情報活用案」『情報格差レポート』1巻2号, 韓国情報文化振興院
- Licoppe, C., 2004, 'Connected' presence: the emergence of a new repertoire for Managing social relationships in a changing communication technoscape, *Environment and Planning D: Society and Space*, vol. 22, 135-156.
- Ling, R., 2004, *The Mobile Communication: the cell phone's impact on Society*, Morgan Kaufman Publishers.
- Rice, R. E. & Katz, J. E., 2003, Comparing Internet and mobile phone usage: Digital divides of usage, adoption, and dropouts, *Telecommunication Policy*, 27, 597-623.

キーワード：デジタルデバイド、情報通信政策、スマート情報社会

Abstract

The Policy of Information and Communication for Bridging Digital Divide

Sang-Mi Kim

The objective of the research is to consider how the policy of information and communication can effectively bridge digital divide in Japan and to examine measures in response to new era of smart information society. The features of the policy for digital divide are (1) providing the information barrier-free environment to support whom with disabilities (2) to get rid of zero-broadband area in Japan based on the u-Japan national policy, (3) the execution of the inclusion policy for senior citizens and low-income households, (4) the significant role of the effort of local governments and communities. In order to cope with the emergence of digital divide in smart-information society, we need not only to develop the new information technology or policy-making but to reconsider new digital divide from the users' psychological and motivational perspectives.

Keywords: Digital Divide, the Policy of Information and Communication, Intelligent- Information Society